

委託契約書

者及び再委託先がこの契約による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にいかがわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が受注者の子会社である場合も同様とする。
(作業場所の指定等)

第9 受注者は、この契約による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、発注者の庁舎内において行なわない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ発注者に届け出、発注者の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 受注者は、発注者の庁舎内においてこの契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならぬ。

3 受注者は、この契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、発注者の庁舎内又は第1項ただし書きの規定により発注者の承諾を受けた場所から持ち出してもよい。

(資料等の運搬)

第10 受注者は、従事者に対し、個人情報を記録された資料等の運搬中で資料等から離れないこと、電動記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行なわなければならない。

(資料等の返却等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、その他発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出正在している者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で発注者が指定することにより、発注者と受注者との直接のやり取りになつていなければ、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図に問わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。
(検査等の実施)

第14 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理体制について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一の内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場合が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 書面による確認で足りる場合
(2) 委託先は、委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合
(3) の他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。
(資料等の提出)

第15 発注者は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めるものとする。

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。
(契約の解除及び損害賠償)

第16 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報を、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。
(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。
(補則)

第17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

<法における罰則関係規定の抜粋>

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第6条第5項若しくは第21条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事している者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者が若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する）を提供したときは、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第178条 第14条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めたものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は代理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図るために提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第146条第1項の規定による報告苦しきは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の職務に對する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
(2) 第146条第2項の規定による報告苦しきは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の職務に對する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
(3) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(4) 偽りその他の不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けたとき。

第183条 第176条、第177条及び第179条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者は法人事業者又は人の代理人、使用人の他の従業者は、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑
(2) 第2条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟公に關する法律の規定を準用する。

第185条 各の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の過料に処する。

(1) 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者
(2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(3) 偽りその他の不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約
(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。
(表明確認)

2 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを見ながらこれを不當に利用している。
(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請負次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（委託以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に關して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。
(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「発注者」という。）は、

受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 受注者が前項各号に該当するとき。
(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前項第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(3) 受注者が、前項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がそれに従わなかったとき。
(4) 前項の場合において、取り消しまでの間に認定調査に要した費用の負担については、委託料を超えない範囲内において発注者受注者間で協議するものとする。

6 劇説等の禁止

受注者は、委託業務の実施にあたり、調査対象者、その家族等に対し、特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧説、干渉、斡旋等を行なわない。

7 苦情処理

(1) 受注者は、調査対象者、その家族からの問い合わせ、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。
(2) 受注者は、苦情処理等の結果を、速やかに、契約を解除した場合に、受注者に報告しなければならない。

8 事故発生時の対応

受注者は、認定調査の実施にあたり、事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、速やかに、発注者、調査対象者の家族等に連絡しなければならない。

委託業務名	介護保険被保険者に係る要介護認定調査委託	
履行場所	調査対象者の居住地等、本市が指定する場所	
委託期間	自 令和 年 月 日 至 令和 6年 3月 31日	
委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
(1) 4,840円／人 (指定居宅介護支援事業者等が認定調査を実施する場合)	(2) 2,420円／人 (介護保険施設に入所している者が調査対象者であり、その者に係る認定調査を当該入所施設所属の認定調査に従事する者が実施する場合)	(1) の場合 440円／人 (2) の場合 220円／人
※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。		
契約保証金	免除(千葉市契約規則第29条第5号による)	

上記の委託について、発注者と受注者とは、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一 印

受注者 住所（所在地）

商号又は名称

代 表 者

印

